議案第５０号

南あわじ市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年６月３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

南あわじ市条例第　　号

南あわじ市火入れに関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市火入れに関する条例（平成17年南あわじ市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項中「異常乾燥注意報又は」を「暴風警報、暴風特別警報（以下「暴風警報等」という。）若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報若しくは」に改め、同条第２項中「異常乾燥注意報」を「暴風警報等若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は林野火災注意報」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市火入れに関する条例新旧対照表

現　　行	改　正　案	備　考
第１条～第13条　略 （火入れの中止） 第14条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。 第15条以下　略	第１条～第13条　略 （火入れの中止） 第14条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報（以下「暴風警報等」という。）若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、暴風警報等若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は林野火災注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。 第15条以下　略	